# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ(国民健康保険・後期高齢者医療関係)

新型コロナウイルス感染症拡大により収入が減少するなどの影響を受けた場合に、保険税等の減免及び傷病手当金の支給制度があります。この制度を利用するには、申請が必要となりますので、詳細はお問い合わせください。

# 保険税等の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した世帯の方の保険税等を減免します。

#### ●対象となる世帯及び減免額

- 1 主たる生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った世帯の方⇒全部
- 2 主たる生計維持者の事業収入等(専業収入・不動産収入・山林収入・給与収入)の減少が見込まれる世帯のうち、次の(1)から(3)の全てに該当する世帯の方
  - (1)事業収入等のいずれかが前年に比べて30%以上減少する見込みであること。
  - (2)前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
  - (3)減少が見込まれる事業収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 ⇒保険税等の額に所定の計算を加えた「対象額」の全部または、一部(減免割合は合計所得金 額により異なります)

# ●対象となる国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料

令和2年度分(※)及び令和3年度分の保険税等のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

(※)令和2年度分は、令和2年度末に国保資格を取得した等により、上記期間内に納期限が設定された保険税等に限ります。

## ●申請期限

令和4年3月31日(郵送の場合は、当日消印まで有効)

#### ●その他

- ・受付開始は、令和3年度本算定納税通知書等の発送後(7月中旬)となります。
- ・新型コロナウイルス感染症以外の理由で所得が減少した方に対して適用される減免制度も ございますので、一度、お問い合わせください。

### 傷病手当金の支給制度

国民健康保険、または後期高齢者医療の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている方が、 新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いで就労できず、給与等の支払いを受け ることができなくなった場合に傷病手当金を支給します。

#### ●申請期限

労務に服することができなかった日から2年間(時効となるためお早めにご申請ください)

問合先 保険医療課 ☎444·3168 FAX443·3555